

なぜ弾薬庫が必要なのか？

### 大分のミサイルや弾薬は 台湾有事(戦争)で使われる

なぜ弾薬庫が必要なのでしょう  
か？ 昨年の日米共同訓練\*では、大分から沖縄ホワイト・ビーチへ、そこから嘉手納基地を経て奄美大島へコンテナが輸送されました。大分のミサイルや弾薬を、台湾有事で使うつもりなのです。

\*23年10月の米海兵隊と自衛隊との共同訓練「不屈の龍(レゾリュート・ドラゴン=RD23)」

### 台湾有事を煽っているのは米国

台湾有事をあおっているのは、米国・米軍です。米軍の高官が、中国が台湾に武力侵攻すると宣伝し、岸田首相は「台湾有事は日本有事」といって、GDP2%の軍事費にむけて突っ走っています。その中身は、アメリカ製ミサイルなどの爆買いと、アメリカのいいなりに戦争をする国に日本を作りかえることです。岸田首相はこうした政策で、アメリカのバイデン大統領からお褒めの言葉をもらっています。

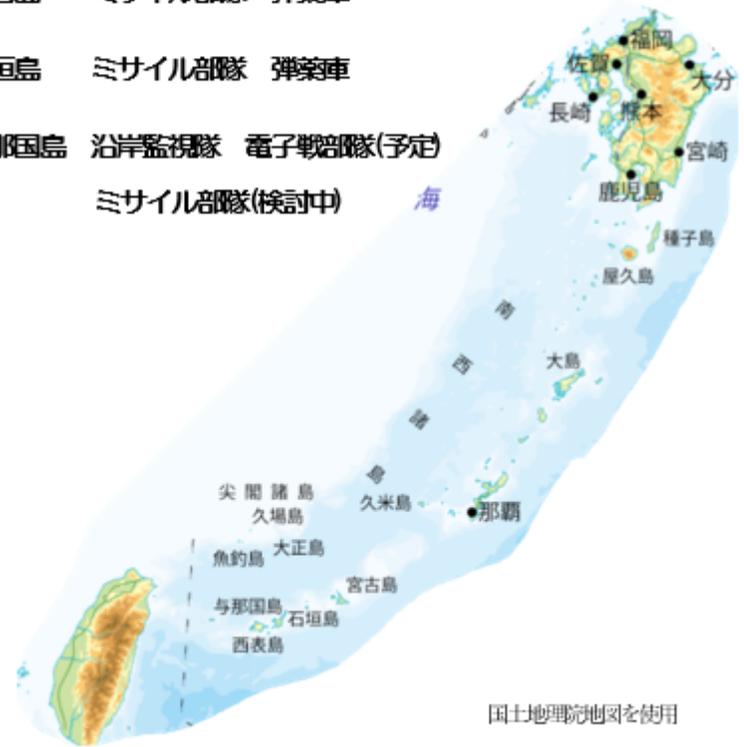
### アメリカの戦争に参戦するのはやめさせよう

台湾の戦争に参戦させられて、アジア人同士が戦えば、どうなるか。日本も中国も台湾も、戦争被害だけでなく経済がボロボロになってしまい、多くの人々が深刻な被害を受けます。台湾戦争への参戦準備をやめさせましょう。



### 急速に進む 南西諸島の要塞化

- 馬毛島 空自基地(建設中)
- 奄美大島 ミサイル部隊 弾薬庫 電子戦部隊
- 沖縄本島 ミサイル部隊 弾薬庫 陸自旅団を師団に増強
- 宮古島 ミサイル部隊 弾薬庫
- 石垣島 ミサイル部隊 弾薬庫
- 与那国島 沿岸監視隊 電子戦部隊(予定) ミサイル部隊(検討中)

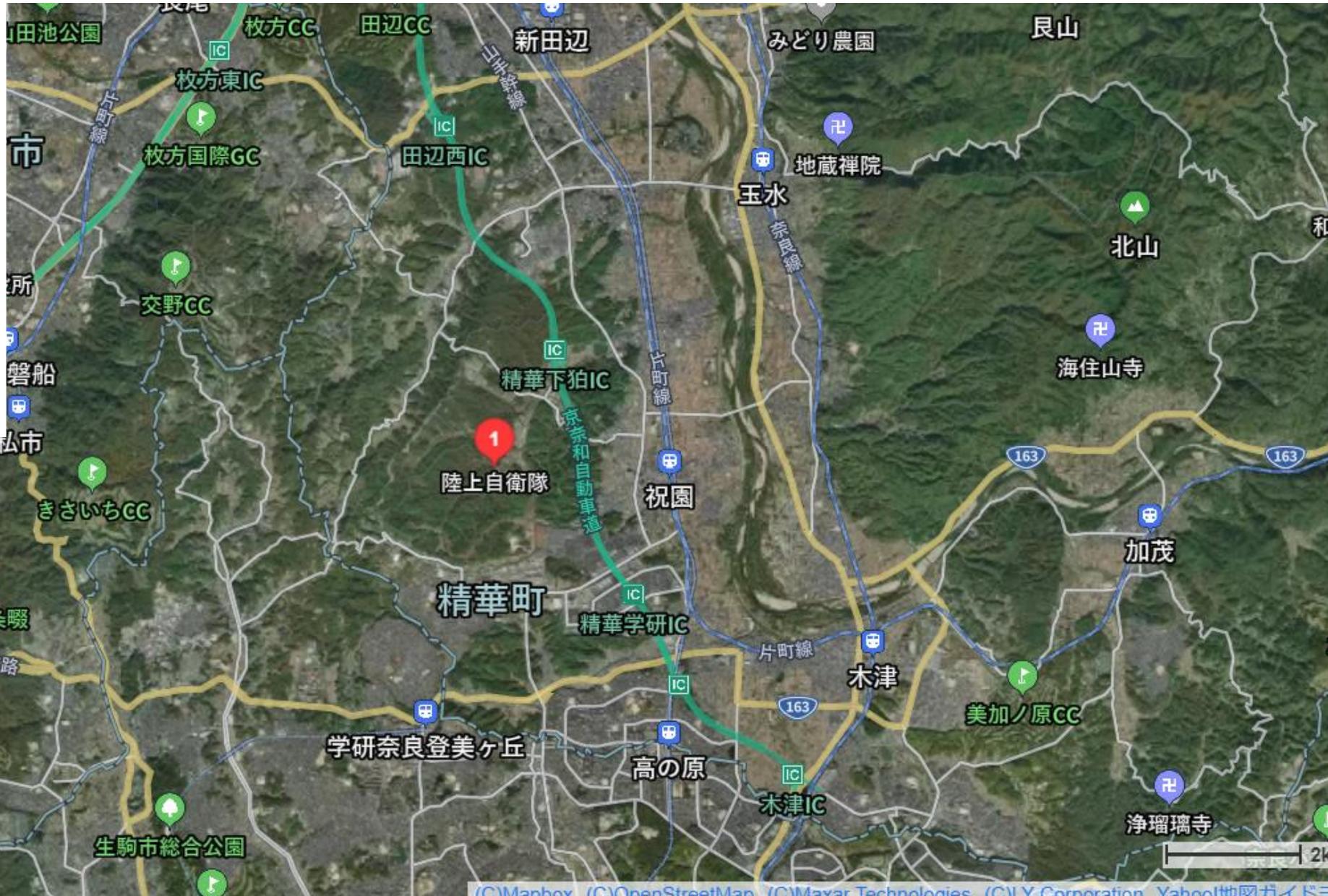
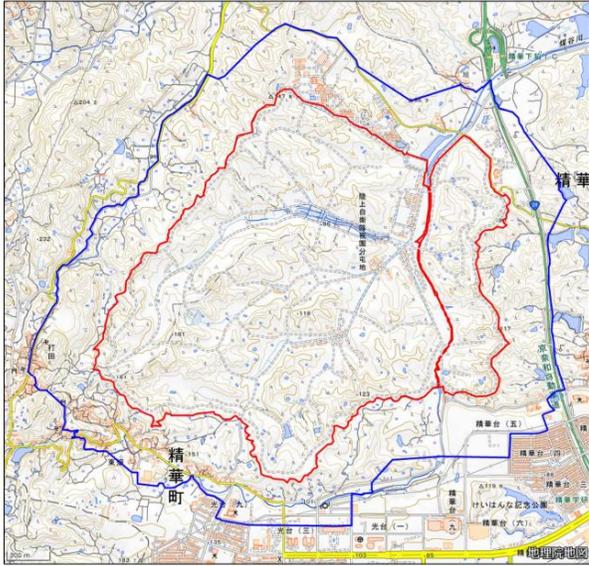


国土地理院地図を使用

- 23年2月 大分分屯地に大型弾薬庫2棟建設(長距離ミサイル配備) 報道 **12月22日 さらに7棟(計9棟) 報道。**  
全国で、2027 (R9) 年度までに70棟、2033年頃までにさらに60棟(計130棟) の弾薬庫建設予定  
現在の具体的な建設予定地  
大湊総監部(青森) 、**京都精華町祝園 (ほおぞの) 分屯地8棟、えびの駐屯地(宮崎)、瀬戸内分屯地 (奄美大島) 沖縄訓練場、**  
5年後にGDP比2%の軍事費めざして→外国攻撃ミサイル保有の大軍拡・米軍戦略との一体化  
大分は全国のさきがけ→今後、全国各地で問題となる 防衛省パンフ (2024年2月)
- 湯布院にミサイル連隊創設計画 9月1日/ 24年1月 反対運動開始 九州防衛局に説明会開催要求・質問状送付 (回答なし)  
湯布院に西部方面隊第二特科団本部設置(3月21日) 4月14日 半田滋講演会
- 南西諸島 (馬毛島~与那国島) の要塞化 (戦争法成立直後の2016年から急速に) 先島住民12万人の避難計画 島を守るのではなく戦場に  
大分分屯地の弾薬を沖縄のホワイトビーチへ→嘉手納基地→奄美大島瀬戸内分屯地 九州は南西諸島戦争(台湾有事) の補給基地
- 他国の戦争への参戦権限強奪 (集团的自衛権容認) 2014年閣議決定 戦争法 (平和安全法制) 2015年9月  
強引に進められる大軍拡。しかし、戦争すれば日本は破滅 戦争の準備をやめて 平和の維持、国民生活のための政治を

1. 目で見る「大分敷戸ミサイル弾薬庫 (大分分屯地=九州補給処大分弾薬支処)
2. 住宅地ど真ん中の弾薬庫に9棟の大型弾薬庫新規建設 外国攻撃用ミサイル保管のため  
戦争になれば狙われる、危ないではないかとの住民の声。九州防衛局「台湾有事参戦も、外国攻撃用ミサイルの保有も専守防衛」  
市民の会の結成と活動
3. 戦争を想定してこなかったから現実味はなかったが  
弾薬庫や軍事基地が住宅近接地にある危険性/軍民両用空港・港湾 (民間空港・港湾の軍事利用) の危険性  
/戦時の輸送を民間のトラックや船舶で行う危険
4. 弾薬の爆発の危険があれば、消火活動するな。爆発中は600m以上離れろ  
陸幕長など「陸幕長等」による通達/弾薬庫は民間の火薬庫より危険。火薬類取締法の「準用」と非適用
5. 弾薬庫問題は軍拡・戦争問題の走り  
「台湾有事は日本有事」はおかしい/リチャード・アーミテージ「日本に台湾防衛の義務はないが、アメリカの意向を忖度する」  
アメリカの中国敵視政策/アメリカの戦争に引きずり込まれる危険

陸上自衛隊宇治駐屯地祝園分屯地周辺地域  
(京都府相楽郡精華町大字北福八間小字縄田259番地)



1. 目で見る「大分敷戸ミサイル弾薬庫」

1955年7月 開設（同年2月まで、東植田村） 当時は山林、周辺も人口稀少  
長年、大分分屯地＝九州補給処大分弾薬支処、数年前に第101弾薬大隊設置

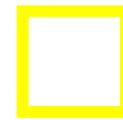
山あり谷ありの山林  
周辺は住宅地➡写真

# 分屯地航空写真 (グーグルマップ)





大分分屯地 九州補給処大分弾薬支処(敷戸弾薬庫)



JR大分駅



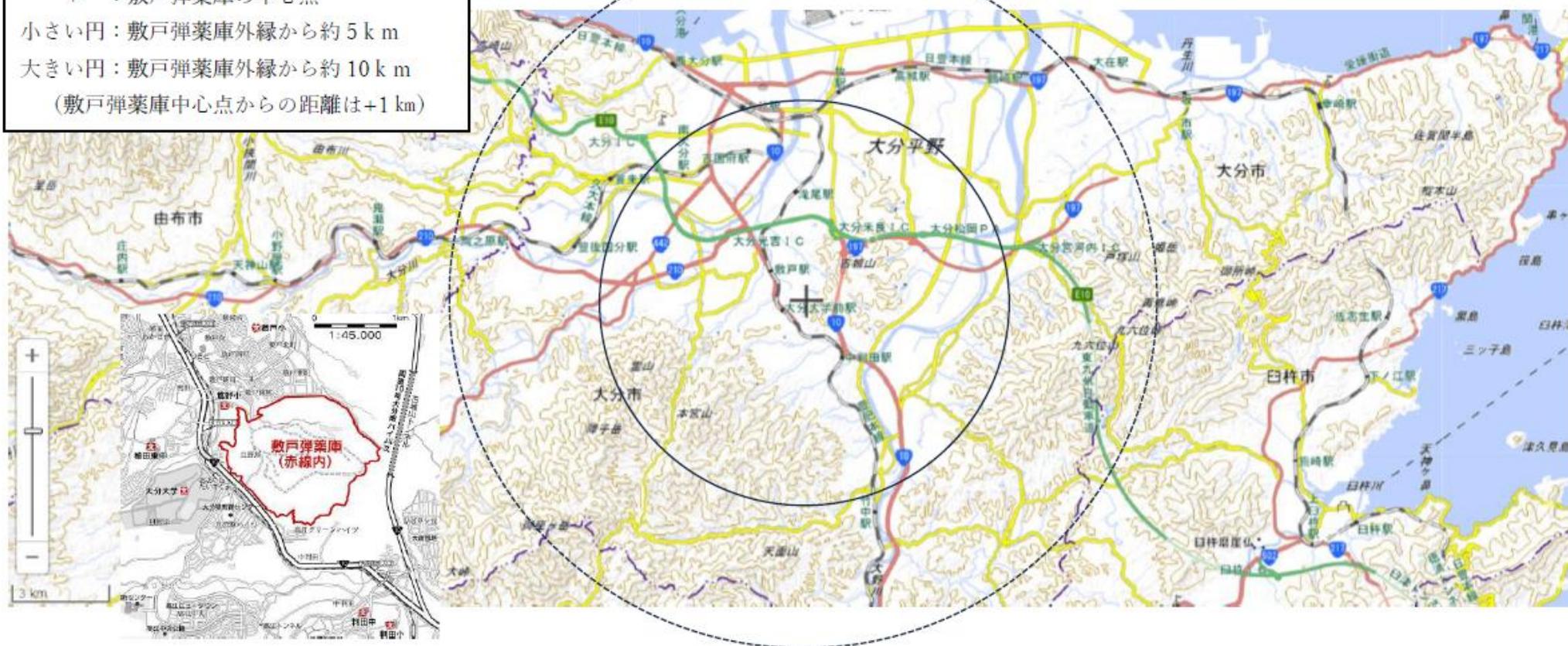
### 敷戸弾薬庫（大分分屯地）からの距離

+ : 敷戸弾薬庫の中心点

小さい円：敷戸弾薬庫外縁から約 5 km

大きい円：敷戸弾薬庫外縁から約 10 km

(敷戸弾薬庫中心点からの距離は+1 km)



大分分屯地の西側。

国道10号線、JR大分大学前駅、大分大学キャンパスが隣接している



# 大分分屯地を北から南方向に見る 遠くに見えるが実際は近い



## 敷戸南町との境界

火気厳禁、防火用タンク

奥の看板は敷戸南町保育所

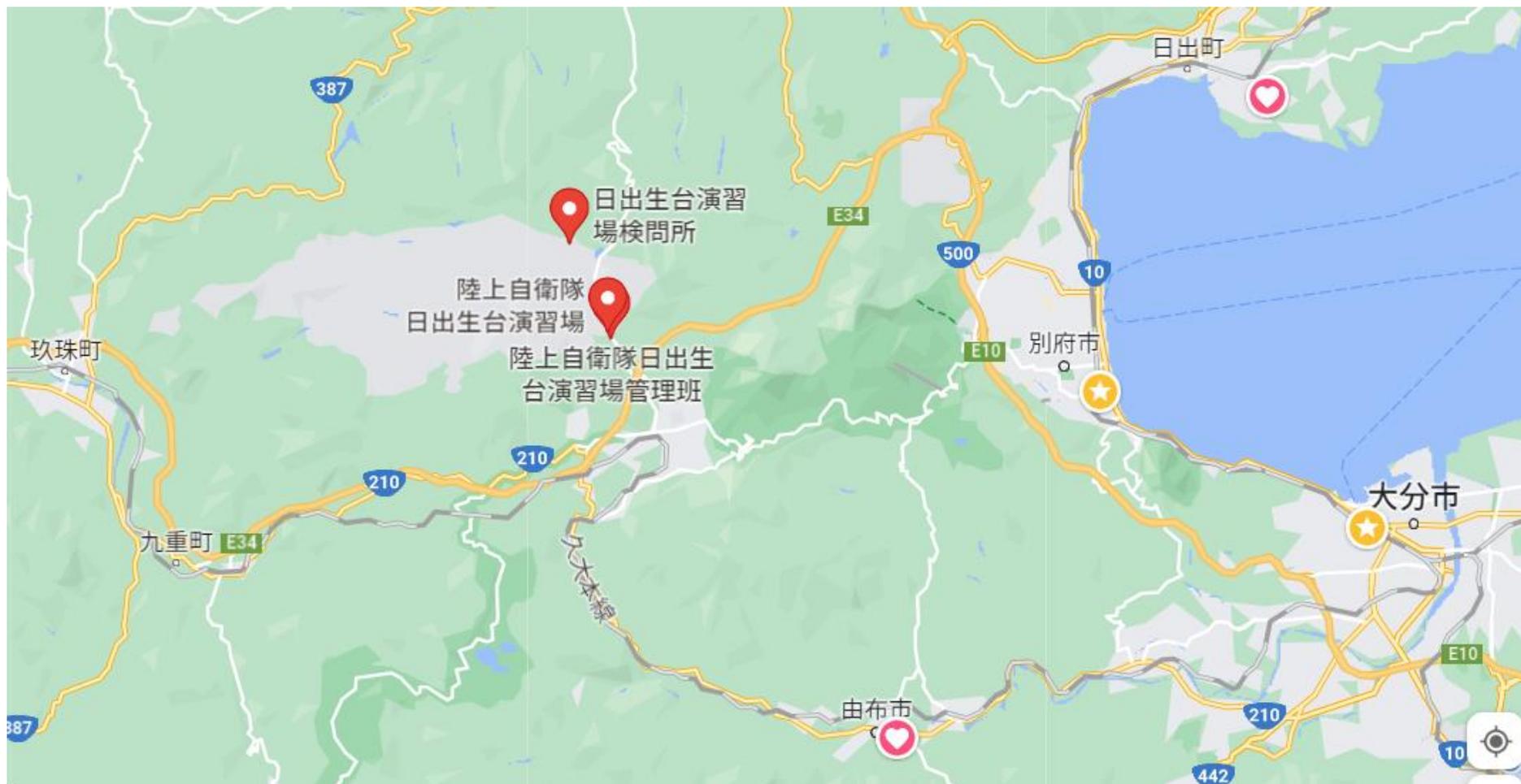
新・大型弾薬庫から約400m

- 保安距離400mなら、弾薬量は（15トン）以内(火薬類取締法の保安距離基準)。本当に15トン？
- 保安距離計算式 = 民間の火薬に適用する計算式を、そのまま適用。こんなことで、安全と言える？



# 日出生台演習場

レゾリュート ドラゴン（不屈の龍） 日米合同演習 2023年10月14日～31日



## 2. 何で大型弾薬庫建設か 外国攻撃用ミサイル保管のため 戦争になれば狙われる、危ないではないかとの住民の声

### 市民の会の活動の概要と関連事項

2月15日 地元紙で敷戸弾薬庫(陸自別府駐屯地大分分屯地 九州補給処大分支処)に大型弾薬庫2棟建設計画が報道

6月25日 準備会 7月9日から **チラシ3万枚**

8月11日 住民集会、創立集会。

新聞3紙、テレビ2局で報道 問題の周知。決議文採択(基本的共通理解の形成のため)

### 署名を開始

9月1日 湯布院にミサイル連隊創設計画(来年度概算がらみ)の報道

数年後には長距離ミサイル配備か(当面、第8地对艦ミサイル連隊 約290名)

9月12日 市議会に要請(情報開示を政府・防衛省に要請 市民に情報伝達 有事の際の対策)

10月1日 柳澤協二(元内閣官房副長官補 元防衛省高官)講演会開催

10月31日 抗議声明 政府に対し公開質問状

11月2日 初めての説明会(九州防衛局)新聞・テレビで報道

11月29日 工事開始 敷戸弾薬庫の構内道路の整備工事開始(弾薬庫工事の一環) **声明(12月)**

**同チラシ 1.5万枚配布済**

12月22日 さらに7棟追加報道

28日 緊急抗議声明・記者会見

**緊急抗議声明チラシ 2万枚配布済**

12月から 毎月1日 15日 駅前スタンディング 8日 分屯地南門前スタンディング

2024年 2月23日 飯島滋明講演会

4月2日 説明会開催の申入書提出。NHK(文字ニュース、動画ニュース2分余あり)

朝日新聞、毎日新聞が報道。

【共同代表】・岡村正淳(弁護士)・賀来進(大分県保険医協会副会長)・神戸輝夫(大分大学名誉教授)・二宮孝富(安保法制違憲訴訟大分原告団共同代表)・野中高美(大分市平和運動センター事務局長)・平岩純子(元県議)・藤井富生(大分市高江南在住)・松本文六(医師)・宮崎優子(光吉台在住)・宮成昭裕(元敷戸北町自治会長)  
連絡先: 080-1547-1323(気賀沢)



ドローン飛行禁止関連地図  
赤線が分屯地の区域 青線はドローン等飛行禁止区域（周辺300m）

1945年11月12日 二又トンネル爆発事故  
(福岡添田町) 500トンの弾薬爆発  
20万㎡の土砂・岩石が空中に  
死者147名(うち29名小学生) 負傷149名  
(うち21名に後遺障害)、被災家屋135戸、  
農地、山林等にも被害

2024/4/5

地中式  
(横穴式)  
弾薬庫



弾薬庫(イメージ)



大分分屯地の2棟弾薬庫建設 計画図  
敷地拡大 +7棟については一切不明

分屯地の大きさ 東西約1.5km 南北約1.2km  
23年11月2日の説明会での九州防衛局配布資料に掲載

# 「攻撃対象に」住民不安

## 陸自大分弾薬庫計画 九州防衛局が説明会 武器や運用 回答なく



大型弾薬庫計画について説明する九州防衛局の担当者（奥側）

「もし爆発したら、どこまで吹っ飛ぶんですか。質疑応答で、分屯地近くに住む会社員の男性(37)は居並ぶ防衛局幹部に率直に問いかけた。

説明会で、防衛局は従来より射程の長い武器を格納可能な弾薬庫を2棟建設し、うち1棟は今年中にも着工することを示した。配備する武器の種類などは「防衛上の理由」で明らかにしなかった。男性の質問に、防衛局の担当者は「爆発しても、周囲に影響が及ばない保安距離を確保する」と答えるにとどまった。

男性は数年前に一軒家を建て、5歳の長女と3歳の長男と暮らしている。住民側と防衛局とのかみ合わないやり取りが続き「自分た

### 「自分たちは逃げられない」

防衛省九州防衛局は2日夜、陸上自衛隊大分分屯地（大分市）で建設予定の大型弾薬庫に関する住民説明会を、分屯地近くの敷戸小で開いた。参加者からは、敵基地攻撃能力を持つミサイルを保管できる弾薬庫が建設されれば、他国の攻撃対象になる恐れがあると不安の声が次々と上がった。

合同新聞 2023年11月3日付



大型弾薬庫の新設について質問する住民

出席者は「説明が直前までなかったのはなぜか」「どんなミサイルを保管するのか」「敵国に狙われるのではないか」などと次々に質問。

防衛局は「具体的な種類やどこに運ぶかなどは明らかにできない。適切に管理する」「防衛力、抑止力を高めるための整備だ」と繰り返した。

同市鷺野の主婦富田優美子さん(68)は「本当に大丈夫なのか不安になった」。同市高江北の無職佐保謙二さん(77)は「肝心の説明はなく、地元の疑問を払拭しようとする姿勢を感じなかった。これからも説明を求めたい」と話した。

関係者によると、大型弾薬庫には長射程ミサイルを保管するとみられる。湯布院駐屯地(由布市湯布院町)に新たに配備するミサイル連隊と一体的な運用が見込まれる。

(大塩信)

ちは逃げられないのに、これだけの説明でどう安心しろというのか」と途中で席を立った。

陸自湯布院駐屯地(由布市)には2024年度中にも地对艦ミサイル連隊が新設される。敵の射撃外から攻撃できる「スタンド・オフ・ミサイル」が分屯地に配備され、湯布院の地对艦ミサイル連隊と一体的な運用がされるのではないかと。そうした質問も住民側から出たが、防衛局は明確な回答はしなかった。住民たちは「有事に敵から攻撃される危険性が増える」「際限のないミサイル開発競争になる」と口々に訴えた。

説明会は住民の求めで大分市が防衛局に要請して開催された。分屯地の周辺住民約120人が参加した。(中村太郎)

## 弾薬庫計画

# 種類、目的相次ぐ質問

## 住民説明会、不安の声

陸上自衛隊大分分屯地（大分市鷺野）に大型弾薬庫2棟を新設する計画で、九州防衛局は2日、近くの敷戸小で住民説明会を開いた。防衛局は近く、着工すると説明。住民からは保管する弾薬の種類や目的についての質問が相次ぎ、「分

屯地が攻撃対象になるのではないか」と不安の声が漏れた。

地元住民ら約130人が参加した。防衛局側は高橋哲也調達部長(55)ら11人が出席。11月中に1棟目と構内道路、2025年1月に2棟目の工事に取りかかる」と明らかにした。

# 貯蔵量は・安全性は 住民不安の声相次ぐ

## 大分の大型弾薬庫説明会



約130人が参加した弾薬庫整備計画の説明会。2日、大分市鷺野

防衛省が陸上自衛隊大分分屯地（大分市鷺野）に新設する大型弾薬庫の整備計画や工事日程についての住民説明会が2日夜、地元小学校であり、約130人が

参加した。住宅地や学校が近いことから、住民から安全性に関する不安や不満の声が相次いだ。

大分分屯地には弾薬庫（通称「敷戸弾薬庫」）があり、防衛省は「敵基地攻撃能力（反撃能力）」の保有に向けた大型弾薬庫を計画。湯布院駐屯地（由布市湯布院町）に新設するミサイル連隊の対艦ミサイルなどを貯蔵するとしている。

九州防衛局は「部隊の継続的運用のために、今年度中に火薬庫2棟と構内の道路を整備し、大型弾薬の安全な保管ができるようにする工事」などと説明した。

住民からは、「弾薬庫に何をどのくらい保管するのか」「ミサイルを貯蔵するのか」といった質問が相次いだ。しかし、九州防衛局は、「防衛上の秘密。能力、手の内を明かすことになる」などとして、保存する弾薬の種類や量の説明はしなかった。

火薬庫の予定地から約300～500メートルの場所には小学校や幼稚園、保育所がある。住宅密集地も周辺に広がっている。住民からは「爆発したときの範囲まで吹き飛ばすのか」と事故を心配する声も多数出たが、防衛局側は「関係法令に基づき適切に安全管理をし、事故が起きないように努める」と繰り返した。

「敵の攻撃目標になるのではないか」という質問も出た。出席した男性（74）は「どうしてわざわざこんな住宅街の真ん中にミサイルを保管する場所を新たに作るのだろうか」と話した。

（神崎卓征）

## 国会論戦 8日

▽衆院文部科学委員会

吉川元氏（比例九州、立民）（大分市の陸上自衛隊大分分屯地に大型弾薬庫2棟を新設する計画について）分屯地周



辺は小中学校や大学があり、住宅も多い。新設自体に疑問を感じる。九州防衛局の資料によると、安全保障関連3文書を昨年12月に閣議決定する前から調査や設計をしていたようだ。どういうことか。

盛山正仁文科相 防衛省など各省庁と連携し、安心安全な学習環境の確保に努めたい。

松本尚防衛政務官 調査や設計は、2018年に閣議決定した中期防衛力整備計画に基づく整備の一環だ。

NHKニュース放送局字幕

大分 陸上自衛隊施設

“反撃能力”保管可能な大型弾薬庫 説明会

防衛省

「反撃能力」行使する「スタンド・オフ・ミサイル」  
保管できる大型の弾薬庫 今月着工の予定

九州防衛局  
「（台湾戦争）参戦  
も、他国攻撃ミサイルの  
保有も、専守防衛の範囲内」



住民男性 説明会の中で

従来の弾薬保管庫と違って逆に敵の基地から  
攻撃される危険性が増すと思うんですよ

今回保管する火薬と従来から昭和30年から  
保管してきた火薬と性質がどう違うのか

それから有事の時にそれを  
どこに持って行って発射するのか

住民女性 二人 説明会終了後

命とか暮らしの不安はみなさん切実  
それに対して真摯に答えてはいなかった

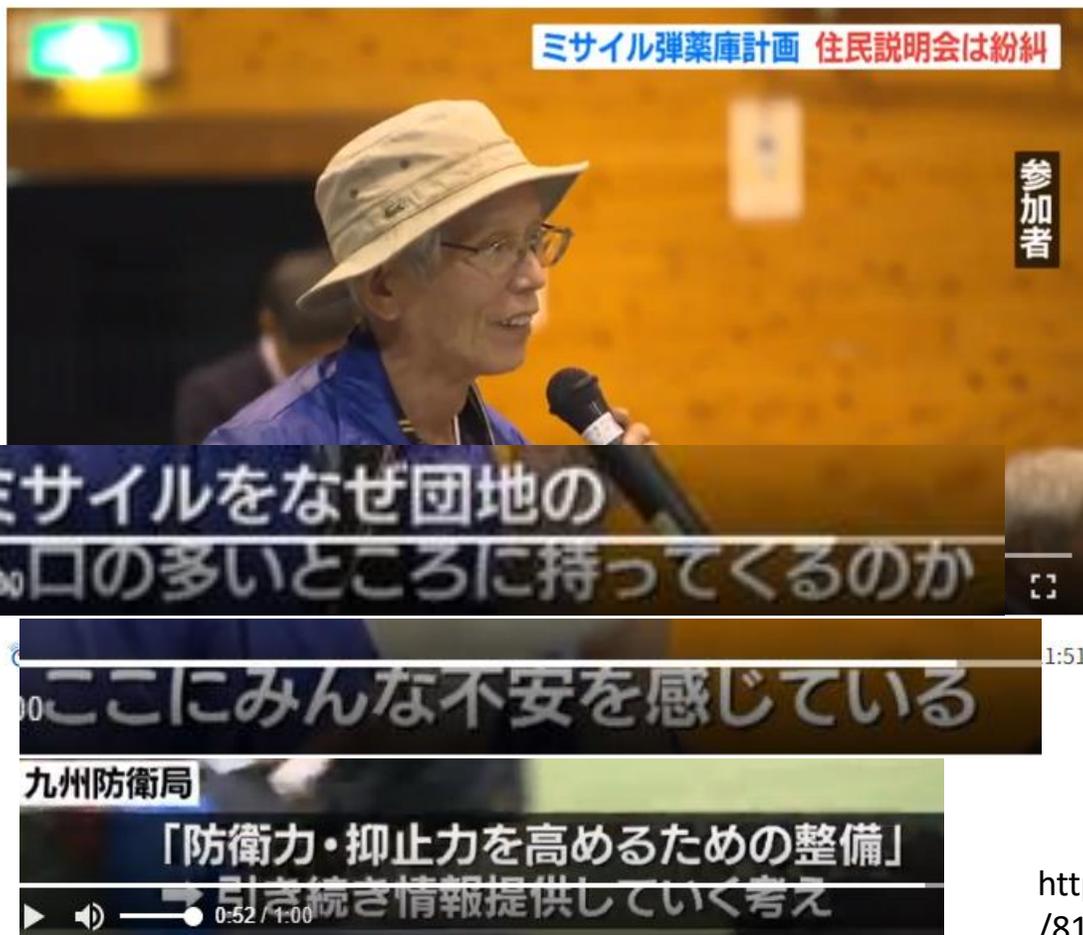
言えない 言えない 言えないって ということ

何か起きたときも言えない言えないだったら  
子どもたちどうなるんだろう

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/oita/20231103/5070017164.html>

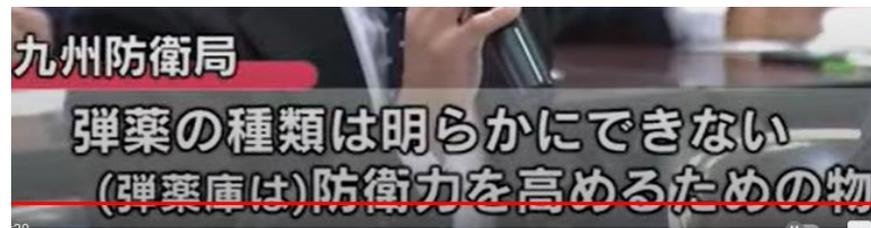
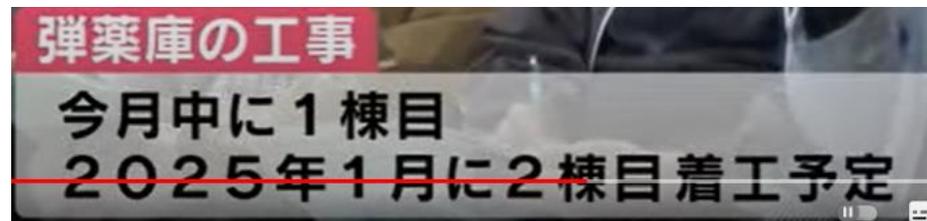
# OBS大分放送

「ミサイルをなぜ団地に…」長距離ミサイル大型弾薬庫計画で  
住民説明会 安全性めぐり紛糾 大分



2024/4/5

TOS



<https://www.youtube.com/watch?v=9PDw4J3FpwU>

<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/816435?display=1&mwplay=1>

17

### 3. 戦争を想定してこなかったから現実味はなかったが

- 弾薬庫や軍事基地が住宅近接地にある危険性

なれっこになっている、戦争はないと思っているので、危険を感じなかった、感じない

しかし、本来、軍事目標を住宅地に置くべきでない→国際人道法・第一追加議定書第58条のb項（1977年）

日本は2004年批准 翌年発効

- 軍民両用空港・港湾（民間空港・港湾の軍事利用）の危険性

基地飛行場が使えないので、民間空港を使う訓練の危険性

軍事利用を条件に空港や港湾建設をする危険性

- 戦争による民間人被害を防ぐための軍民分離原則

戦時の輸送を民間のトラックや船舶で行う危険

第58条 b 項の存在をメディアは報じません

# 住宅密集地に、弾薬庫など恒久的軍事施設を建設するな

## 国際人道法 (ジュネーブ諸条約)

### 第一追加議定書 第58条 攻撃の影響に対する**予防措置** (自国民保護のための軍民分離)

紛争当事者は、実行可能な最大限度まで、

(a) 自国の住民を軍事目標の近傍から避難させなければならない

**(b) 自国の「人口の集中している地域またはその付近に軍事目標を設けることを避けなければならない」**

(c) 自国の支配下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を保護するためのその他の予防措置をとらなければならない

### ●58条は、紛争が起こって初めて有効か

項目(a)(b)(c)、いずれも主語は「紛争当事者」

(a)は避難→国民保護法（2004年）として国内法化

(b)は、どう読む→**国際赤十字社の解説**

**弾薬庫など恒久的軍事目標(施設)を、住宅密集地に平時から建設すべきでない**

国際赤十字の解説（コメンタリー） 国際赤十字社HPのデータベースより  
**平時から弾薬庫など恒久的施設を町の真中に建てるべきでない**

**Sub-paragraph (b)**

**2251 This sub-paragraph covers both permanent and mobile objectives. As regards permanent objectives, governments should endeavour to find places away from densely populated areas to site them. These concerns should already be taken into consideration in peacetime. For example, a barracks or a store of military equipment or ammunition should not be built in the middle of a town.**

2252 As regards mobile objectives, care should be taken in particular during the conflict to avoid placing troops, equipment or transports in densely populated areas.

2253 In both cases it is likely that governments are sufficiently concerned with sparing their own population and that they will therefore act in the best interests of that population.

**サブ・パラグラフ（b）**

**2251 このサブ・パラグラフは、恒久的な軍事目標と移動可能な軍事目標の両方を扱う。恒久的な軍事目標に関して政府は、その設置場所を人口密集地域から離れた場所の中から見出だすよう、最大限の努力を行なうべきである。こうした配慮は平時から考慮されるべきである。例えば、兵舎や軍用装備品や弾薬の倉庫を町の真ん中に建てるべきではない。**

**2252 移動可能な目標に関しては、とりわけ紛争の最中に、人口密集地域に兵や装備を置いたり、運び込んだりすることを避けるよう、配慮がなされるべきである。**

**2253 何れの場合にも、政府は彼ら自身の国民を保護することに十分な意識があり、また国民の最善の利益のために行動する可能性が高いであろう。**

## 日本政府はどう言っているか

2004年国会答弁：主語が紛争当事者だから、事前適用ない→平和時の対応不要

日本政府の主張が正しいのか

日本政府の主張の矛盾→避難の主語も「紛争当事者」→国民保護法を立法  
→攻撃されることを前提→(b)の国内法化可能 & 不可欠

**戦時に義務を負う→平時に弾薬庫を作っておいては、戦時に義務を果たせない**

第3条 各条文の適用は、一律に戦時ではない←「常に適用される規定の適用を妨げることなく」

第58条は平時に適用(準備措置) ←第3条 解説 (コメンタリー)

第80条 締約国の義務(戦時以前の義務) 追加議定書の規定の実行義務

**戦時に義務を果たすためには、平時に恒久的軍事施設の軍民分離が必要**

**→平時にこれをやらないのは58条違反**

憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守]

**第98条**この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び  
国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

## 第一議定書第58条をめぐる国会でのやり取り

第159回国会 衆議院 武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会 第5号  
平成16年4月20日

251 東門美津子

○東門委員 あれだけの大きな米軍基地でしたら、国が交渉を策定する、それを県に、あるいは市町村におろしていくということなんでしょうけれども、そう簡単にはいかないと思うんですね。やはり何らかの形で整理縮小していかなければ、沖縄県民は本当に、いざというとき、政府が想定しておられる、私たちは想定しなくても、こういう法事は要らないと思っている立場ですから、政府が想定しておられる有事というときに、また再度同じような、そっくり同じではないにしても、似たような悲惨な目に遭う可能性は大いにあると思うんですよ、あれだけの基地を抱えていけば。

ですから、それに対しては、政府として、それに先駆けて整理縮小をしっかりやっつけていかなければ、県民はまたつらい目に、いや、つらいだけではないですよ、多くの犠牲者を出してくるということになると思います。そこは本当にしっかりと私は政府に考えていただきたい、これは強く申し上げておきたいと思います。

時間がかなり迫ってしまっていて、たくさん準備してきましたけれども、何か全部はできそうもないような感じですが、**ジュネーブ条約第一追加議定書第五十八条**、この件ですが、先ほども質問がございました。「**攻撃の影響に対する予防措置**」として、「**紛争当事者は、実行可能な最大限度まで、「自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させるよう努め、また「人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避ける」旨が規定されています。**

先ほどから申し上げておりますが、沖縄県には在日米軍専用施設・区域の約七五%が集中しています。そして、米軍基地のすぐ隣に住民が暮らしている状況にあります。それは、大臣、よくおわかりだと思います。**本議定書に加入をするのならば、住宅密集地に存在する米軍基地**、それにやはり、先ほどから申し上げております**整理縮小が不可欠ではないでしょうか。**これは外務大臣の御見解を伺いたいと思います。

252 川口順子

○川口国務大臣 これは先ほど別な委員の御質問にもございましたけれども、ジュネーブ諸条約第一追加議定書の五十八条、これは、**攻撃を受ける側の紛争当事者が、実行可能な最大限度まで、攻撃の影響に対する予防措置をとる**ということを決める規定であります。この五十八条の(b)ですけれども、(b)の規定も、**武力紛争時において、「紛争当事者は、実行可能な最大限度まで、「人口の集中している地域又はその付近に軍事目**

**標を設けることを避ける」**、その旨を規定したものであるわけです。

ジュネーブ議定書の、第一追加議定書の五十八条との関係では、在沖の米軍の基地あるいは施設、この現状が問題となるということではないということでございます。

253 東門美津子

○東門委員 いや、問題になり得るということはありませんか。

これは、住宅密集地にいるわけです。米軍基地のすぐ隣に住民が暮らしているわけです。何かあれば米軍基地は無傷ということはないと思います。むしろ私どもが心配しておりますのは、米軍基地が余りにも大きくあり過ぎるために、何かあるとまず沖縄がやられるだろう、こういう不安が沖縄県民にあるということなんですよ。

そういうことから、今申し上げているのは、やはりこのジュネーブ条約第一追加議定書もそうですが、先ほどお話ししましたことも、やはり整理縮小していかなければ沖縄県はまた同じような目に遭われるという不安が大きくあるということをおっしゃっているんですが、大臣、よろしくお願ひします。

254 川口順子

○川口国務大臣 五十八条(b)の規定ですけれども、**繰り返しになりますが、これは、「紛争当事者は、」と書いてあるわけですね。それは、「紛争が起こったときでなければ紛争当事者にならない**わけです。そして、「**実行可能な最大限度まで、**」というふうに書いてある、できる限りということをおっしゃっているわけでございます。平時において密集地にそれがあつたということがこの条約上問題になる、追加議定書上問題になるということではないということであるわけです。そこにおける義務をおっしゃっているわけではないというふうにきちんと申し上げた方がいいと思います。

もちろん、これは言うまでもございませぬけれども、沖縄において集中をしている、七五%が沖縄にあるという事実はあるわけございまして、これにつきましては、私も防衛庁長官も繰り返し申し上げているわけですが、この御負担を減らすということが大事であるというふうに思っております。SA COの最終報告の着実な実施を行っていきたいというふうに考えております。

255 東門美津子

発言URLを表示

○東門委員 いや、**平時では関係ないとおっしゃるんですが、有事になればまだまだひどくなるわけですから、平時にこれは手をつけるべきでしょう**ということを私は申し上げているわけです。

政府の見解：紛争開始後に適用、できる範囲で良い→できなくても良い

○東門委員 逢沢副大臣からは少し異なった御答弁をいただけるのかと思っていました。そういうことは期待するのが無理かもしれないなと今しっかりと思いました。

次の質問も前回の質問と関連ですが、一応通告してありますので、これも副大臣にお願いしたいと思えます。

二十日の私の質疑の際に、ジュネーブ条約第一追加議定書第五十八条の目的を達成するためには住宅密集地に存在する米軍基地の整理縮小が必要ではないかと私はお尋ねしましたが、平時において密集地に米軍基地があるということが条約上問題になることはないというのがそのときの川口大臣の御答弁でした。川口外務大臣の理屈によれば、有事の際、急遽、米軍基地を整理縮小しなければならぬこととなりますが、現実には、有事においては、基地が強化されることはあっても整理縮小されることはありません。そこで、平時に米軍基地の整理縮小を進めるべきであるという観点から質問したものでした。

改めて、ジュネーブ条約第一追加議定書第五十八条の目的を達成するための米軍基地の整理縮小に対する見解をお伺いいたします。

○逢沢副大臣 お答えを申し上げさせていただきます。お伺いいたします。

御質問の、ジュネーブ諸条約第一追加議定書第五十八条(b)について御指摘でございますが、この追加議定書第五十八条(b)は、平時において締約国に対して義務を課すものではない、平時において締約国に対して義務が課されていないということであり、平時において締約国に対して義務が課されていないということであり、武力紛争中においても、あくまで紛争当事者に対して実行可能な最大限度までの攻撃の影響に対する予防措置をとることを義務づけたのがこの五十八条(b)でございます。

したがって、在沖米軍施設・区域の現状が直ちにこの五十八条(b)との関係で問題になるといふふうには承知をいたしておりません。

○東門委員 国民保護法案第百二条について伺い

● 赤十字国際委員会 国際人道法データ・ベース  
<https://ihl-databases.icrc.org/en/ihl-treaties/api-1977?activeTab=1949GCs-APs-and-commentaries>



● データベースの実例（条文と解説が収録）

Part IV : Civilian population - Section I -- General protection against effects of hostilities - Chapter IV -  
- Precautionary measures

Article 57 - Precautions in attack

[COMMENTARY OF 1987 >](#)

Article 58 - Precautions against the effects of attacks

[COMMENTARY OF 1987 >](#)

● 下記「(2) 国際人道法との関係に基づく留意点」は、中林啓修 「武力攻撃事態における国民保護：自衛隊と自治体との連携の可能性」より引用

同論文は、陸上自衛隊教育訓練本部 機関誌「陸上防衛について」 第2号(2023年2月) 所収<https://www.mod.go.jp/gsdf/tercom/img/file2111.pdf>

## (2) 国際人道法との関係に基づく留意点

国民保護法が成立した2004年の防衛白書は、「国民の保護のための措置は、基本的には、国際人道法の主要な条約の一つであるジュネーブ諸条約第1追加議定書が規定する「文民保護」に該当するもの」<sup>2</sup>であることを指摘している。実際、国民保護法の形式は、武力攻撃事態等について

<sup>2</sup> 防衛省「平成16年版防衛白書」、2004年、170頁。

4. 自衛隊員に対して  
危ない時は消火活動するな  
弾薬が爆発している時は、600m離れろ (陸幕長の「達」による指令)

敷戸保育所との距離は約400m。何で？

民間の火薬を規制対象とする「火薬類取締法」  
これを弾薬の規制に「準用」するのは適切か？

市民向けパンフでは「隊員が直ちに初期消火に努める・・・」

防衛省パンフ『我が国の防衛力の抜本的強化  
(火薬庫整備について) 2024年2月』

## 火災への備え

？ もし火薬庫で火災等が発生した場合には、  
どのように消火活動を行うのですか。

万が一、火災等が発生した場合は、隊員が直ちに  
初期消火に努めるとともに、自治体の消防と協力し  
て消火活動にあたります。

その際、消防を直ちに火災現場に誘導し、速やか  
に消火活動にあたるよう必要な措置を講じます。

## 火薬類取り扱いに関する陸上幕僚長名の達

危ない時は消火活動するな

弾薬が爆発している時は、600m離れろ →次ページ資料 達の「別紙第1」の「消火要領」  
敷戸保育所との距離は約400m

弾薬は火薬より危険。爆風だけでなく、弾、破片等が飛散する。  
弾薬庫規制に「火薬類取締法」を「準用」などできないはず

陸上自衛隊達第95—4号

火薬類の取扱いに関する訓令（昭和54年防衛庁訓令第36号）第49条の規定に基づき、火薬類の取扱いに関する達を次のように定める。

昭和55年12月6日

陸上幕僚長 陸将 鈴木 敏通

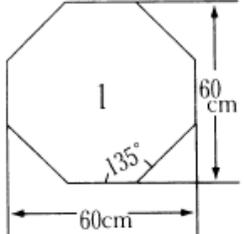
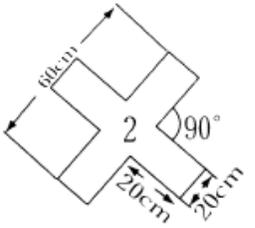
火薬類の取扱いに関する達

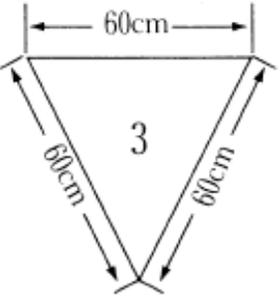
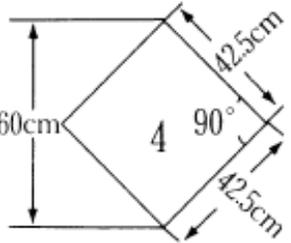
改正 昭和57年4月30日達第122-119号 昭和58年3月15日達第95—4—1号  
昭和60年12月21日達第122—124号 平成元年2月10日達第122—127号

中略

令和3年3月18日達第95—4—18号 令和4年2月25日達第95—4—19号  
令和5年2月28日達第95—4—20号

## 火災標識の種類、様式、該当弾薬等、火災時の危険度及び消火要領等

種類	様式	該当弾薬等	火災時の危険度	消火要領等
第1群		<p>りゅう弾等          火砲弾薬（対戦車りゅう弾、粘着りゅう弾その他のりゅう弾）、          迫撃砲りゅう弾、誘導弾、          ロケット対戦転りゅう弾及びロケットりゅう弾頭、爆破薬、          攻撃手りゅう弾、破壊筒、地雷原爆破装置用爆索、対戦車小銃てき弾、破片手りゅう弾、          対戦車地雷、対人地雷、てき弾、          その他類似品</p>	<p>（大爆発性）          瞬時に爆発し、爆風と破片を伴う。</p>	<p>1 この標識の火薬庫の火災は、次の場合以外消火にかかってはならない。</p> <p>(1) 火が実際に弾薬に届かず、十分消火の見込みがある場合</p> <p>(2) 爆発が完全に終わり、残火の処置について消防隊長の命がある場合</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 退避等の警報を発し、可能な限り消防隊等に火災の種類・内容を伝える</p> <p>(2) 爆薬等が爆発している場合には、600m以内には、近づいてはならない。また、消防車等は、防護可能な位置に配置する</p> <p>(3) 火災発生時、消火の見込みのある場合で、有効なしゃへい物が消火可能な位置にある場合及び爆発が完全に終了し、残火処理をする場合等で消防隊長の許可があった場合には、所要の処置を講じて延焼防止をしてもよい。ただし、完全に疑義のある場合には、消火活動をしてはならない。</p> <p>(4) 消防隊の防護には、防盾、鉄帽、面覆い等を用いる。</p>
第2群		<p>徹甲弾及び演習弾等          火砲弾薬（徹甲弾及び演習弾等）、          迫撃砲弾薬（演習弾）、WP発煙弾、          伝爆薬筒付信管、化学火工品、          その他類似品</p>	<p>（小爆発性—破片生成）          断続的な爆発形態を呈する。</p>	<p>第1群と同じ。</p> <p>発煙弾、WP発煙弾の場合は、防護マスク、救命索を用いる。</p>

<p>第3群</p>		<p>発射薬等          分離装てん発射装薬、          黒色薬、導爆線、          ロケットモーター各種ロケッ          ト演習弾（誘導弾を含む）、          火砲空包、          信号照明弾及び標示薬筒、          火砲弾薬（照明弾及び弾底放          出煙弾）、          その他類似品</p>	<p>（大火災）          高熱と小爆発に伴          う破片を生ずる。</p>	<p>火災の初期で消火の見込みのある場合は、積極的に消火活動を実施する。消火の見込みのない場合には、他の施設への延焼防止に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 消火活動に当たっては、高熱に対する消防隊員の防護処置を講ずるとともに防盾、鉄帽、面覆い等を用いる。</li> <li>3 消防隊員は、煙及びガスに注意する。</li> <li>4 四塩化炭素及び炭酸ガスの消火器は使用しない。</li> </ol>
<p>第4群</p>		<p>小火器弾薬等          導火線、信管（伝爆薬筒なし）          小火器弾薬、てき弾薬筒、          20mm及び14.5mm弾薬、          点火薬筒、雷管、          撃発火管、          発火装置、          導火線点火具、          その他類似品</p>	<p>（緩火災—非爆風性）          小爆発により破片          が150m程度飛散          する。</p>	<p>消防隊員は、軽破片を防ぐため可搬式防護盾等を用い鎮火するまで消火に努める。          退避距離は、200m以上とする。</p>
<p>備考</p>	<p>標識板はだいたい色地、文字は黒書とする。          文字の大きさは縦約25cm、太さ約5cmとし、字体は様式に示すとおりとする。</p>			

- 火薬類取締法は民間の火薬類が対象（主に爆風＝衝撃波が発生）
- 自衛隊の弾薬（火薬、爆薬より危険。弾があるから）に火薬類取締法を「準用」などできないはず
- 火薬庫の保安距離を弾薬庫の保安距離に「準用」できないはず。なのに、これを使用。
- 弾薬庫相互間の距離が短すぎるのではという疑問（対・第一種保安物件の23分の1。

新潟市消防局危険物保安課『火薬類取締法 事務処理の手引き（産業火薬編）2019年』の記述

(2) リューデンベルグ式

リューデンベルグ式の定義「異なる薬量で衝撃波の強さが同一となる距離は、薬量の立方根に比例する。」

$$D = K \times \sqrt[3]{W}$$

D：保有すべき距離（m）

W：存置する爆薬の重量（kg）

K：係数

[Kの値]

保安物件の種類	土堤あり(K)	土堤なし(K×2)	5/4以上の高さの土堤
第1種保安物件(市街地の家屋、学校、病院等)	1.6	1.6×2	1.6
第2種保安物件(村落の家屋、公園等)	1.4	1.4×2	1.0
第3種保安物件(家屋、鉄道、工場、タンク等)	8	8×2	5
第4種保安物件(国道、県道、高圧電線等)	5	5×2	4

火薬量kg	火薬量の立方根	保安距離（土堤ありの場合 単位はm）				弾薬庫間距離法の規定なし
		対・第1種保安物件	対・第2種保安物件	対・第3種保安物件	対・第4種保安物件	
		K=16	K=14	K=8	K=5	a=0.7
1,000	10.0	160	140	80	50	7
2,000	12.6	202	176	101	63	9
8,000	20.0	320	280	160	100	14
10,000	21.5	345	302	172	108	15
20,000	27.1	434	380	217	136	19
30,000	31.1	497	435	249	155	22
40,000	34.2	547	479	274	171	24

防衛省パンフ『我が国の防衛力の抜本的強化（火薬庫整備について）2024年2月』の記述

**弾薬40トンで550mの保安距離**

火薬庫の安全性

？ 保安距離とは何ですか。

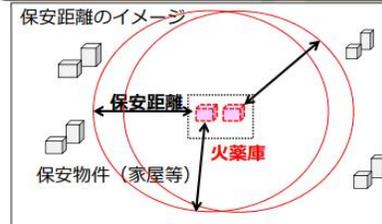
保安距離は、火薬庫の不慮の爆発による影響から保護するために、火薬庫から保安物件までの間に確保が義務付けられている法定距離です。

保安距離はどのように設定されるのですか。それぞれの火薬庫、それとも施設全体として設定されるのですか。

保安距離は、一棟の火薬庫の外壁から保安物件までの距離になります。

具体的な保安距離について教えてください。

具体的な保安距離は、火薬類取締法により決められており、火薬庫に貯蔵している火薬の量と対象となる保安物件の種類によって決まります。  
例：火薬類貯蔵量：40 t、対象保安物件：病院（第1種保安物件）の場合、550m以上の保安距離を確保しなければならない。



保安物件～種別と具体例（（火薬類取締法施行規則 第1条）

- 第一種保安物件：国宝建造物、市街地の家屋、学校、保育所、病院、劇場、競技場、社寺及び教会
- 第二種保安物件：村落の家屋及び公園
- 第三種保安物件：家屋（上記1種、2種以）、鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、発電所、蓄電所、変電所、工場
- 第四種保安物件 国道、都道府県道、高圧電線、火薬類取扱所及び火気の取扱所

## 5. アメリカの戦争に引き込まれかねない危険

島嶼防衛の嘘（南西諸島の要塞化→その結果は全住民の避難）

アーミテージ発言

米国の「先制的自衛戦略」

NHKスペシャル『自衛隊 変貌の先に―“専守防衛”はいま―』

2024年12月10日放送。 米将校が自衛隊部隊に指令

米軍機から自衛隊員が降下訓練

日米合同委員会

横田空域、岩国空域

日米地位協定

日米指揮権密約

## 「台湾有事は日本有事」とする政府の主張の不当性

### 米軍の戦争にまきこまれる危険

日本には中国と台湾との戦争という内戦に関与する義務はない  
日本政府の立場は、米国・米軍の政策に追随

米国のジャパン・ハンドラーとして知られるリチャード・アーミテージ元米国国務副長官の見解

#### ●台湾関係

日本には、米国が台湾関係法を通じて行っているような、台湾の安全保障を支援する法的・外交的義務はないが、台湾に対する中国の軍事的・政治的圧力の高まりに対するワシントンの懸念を東京が共有していることに疑いの余地はない。このような中国の圧力の高まりは、台湾に対する政治的・経済的関与について、日米間の連携を強化することを求めている。（第5次アーミテージ・レポート,CSIS,2020年12月）

#### ●憲法、集団的自衛権

「憲法9条が（日米同盟や国際社会のために武力を用いる点で）邪魔になっている」「連合軍が共同作戦をとる段階でひっかからざるを得ない」『文芸春秋』2004年3月号（アーミテージ氏は米国国務副長官）

#### ●米軍の「先制的自衛権」戦略の危険性

- 米国「先制的自衛」、Anticipatory Self-Defense、
- 攻撃されていないが、米国・米軍が将来的な危険を予知した段階で開戦
- 2003年3月に開始されたイラク戦争がその一典型  
米国と英国はイラクに対し、大量破壊兵器を隠し持っている、国際テロ組織と関係があると強く主張して、国連決議を得られないまま強引にイラク戦争を開始
- この「先制的自衛」で開始された戦争にも参戦していく危険  
米国では、政府の「イラク調査グループ（ISG）」が、2004年10月6日、イラクに大量破壊兵器は存在しなかったと結論。ブッシュ大統領自身もこのことを2005年12月14日に認める。英国では、ブレア首相が2004年9月28日に開戦理由の間違いを認め、独立調査機関（デルコット委員会）も、ブレア政権のイラク参戦は不当と結論（2016年7月6日）。安倍晋三首相は、ブッシュ大統領やブレア首相が誤りを認めた後の2006年においても、開戦当時は「イラクに大量破壊兵器が存在すると信じるに足る理由があった」と答弁し、「正しい決定だった」とイラク戦争を正当化（2006年10月3日参院本会議）。

## 加速する米軍と自衛隊の一体化 アメリカの戦争に引き込まれる恐れは

安全保障関連法施行 8 年 東京新聞ウェブ記事 2024 年 3 月 30 日

集団的自衛権行使を可能にする安全保障関連法が施行されてから 29 日で 8 年となった。自衛隊幹部が米国製巡航ミサイル「トマホーク」を米軍と情報共有して敵基地攻撃に使う可能性に言及するなど軍事的な一体化は加速。4 月の日米首脳会談では米軍と自衛隊の指揮統制の連携強化で合意する方針だが、強大な米軍の影響力で自衛隊の指揮権の独立性が損なわれ、日本が米国の軍事行動に巻き込まれる懸念は消えない。(川田篤志)

◆海自トップ「トマホークで日米連携攻撃も可能」

海上自衛隊トップの酒井良海上幕僚長は 26 日の記者会見で「日米がそれぞれのトマホークで同じ目標に攻撃を行うことはシステム上は可能だ」と表明。「実施するかどうかはその時の戦術判断による」と強調した。

岸田政権は 2022 年末に改定した国家安保戦略で敵基地攻撃能力の保有を決めるなど、16 年 3 月に安倍政権で施行された安保法を受けた防衛政策の転換を次々と進める。「存立危機事態」になった際、集団的自衛権の行使で自衛隊が敵基地攻撃を行う可能性があり、日米が協調したトマホークの運用も想定される。

制服組トップの吉田圭秀統合幕僚長も 28 日の会見で「トマホークはもともと米軍の装備なので、さまざまな形で日米連携が行われていく」と指摘する。日本は米国からトマホーク(射程 1600 キロ以上)を最大 400 発購入することを決めており、25~27 年度にかけて順次納入される。

在日米軍は 25~29 日、米海軍横須賀基地で海自の隊員らに対し、トマホーク

の実戦配備に向けた初めての教育訓練を実施。トマホークの運用に必要な座学研修や、米艦艇での実戦を想定した訓練を行った。今後も 2 カ月ごとに日米で訓練を行い、運用に習熟した隊員を増やしていくという。

◆岸田首相は「独立した指揮系統」を強調するけれど

米海軍横須賀基地

米海軍横須賀基地

木原稔防衛相は 29 日の会見で米軍の支援を歓迎し、安保法施行に伴い「日米同盟はかつてないほど強固となり、抑止力、対処力は向上した」と主張した。

だが、米国がサイバーや衛星などを含め圧倒的な軍事力と情報収集力を誇る中、日米の軍事的な一体化が進めば進むほど、有事の際に日本が主体性を発揮しにくくなり、米国の意向に左右される側面は否定できない。トマホークの発射でも、日本が狙う相手国の軍事拠点の選定などで米軍の能力に頼らざるを得ない。

岸田文雄首相は 4 月のバイデン米大統領との会談で、敵基地攻撃能力の保有を踏まえ、日米の共同対処能力の向上に向け、米軍と自衛隊の指揮統制の連携強化で一致する見通しだ。

首相は「自衛隊と米軍は独立した指揮系統に従って行動する」と繰り返すが、共同作戦計画などで一体的な運用がさらに強まるのは確実だ。日本が独立した指揮系統を維持できるのか、米国の軍事行動に組み込まれる事態は想定されないのか、疑問は尽きない。

【関連記事】「ウクライナは、あすの東アジア」危機感あおって防衛力強化を正当化する岸田首相、侵攻 2 年で日本も変わった

【関連記事】次期戦闘機「輸出解禁」を政府が決定 「平和国家」を変質させる重大な政策変更を、岸田政権はまた国会抜きで

関連キーワード

トマホーク導入を 巡る経緯	2022年 12月	安保関連3文書で敵基地攻撃能力の保有とトマホークの取得を明記
	23年 10月	日米防衛相会談で、トマホーク取得を1年前倒して25~27年度に順次納入することで一致
	24年 1月	トマホークの購入契約を米政府と締結。契約額は約2540億円
	3月	海上自衛隊のトマホーク運用に向けた米海軍による教育訓練が開始

# 「大分敷戸ミサイル弾薬庫問題を考える市民の会」からのお願い

1. 当会は、少ない資金にて運動を行なっています。もしもよろしければ、カンパ（任意の額）もしくは入会（個人会員¥1,000 団体会員¥3,000）頂けますと幸甚に存じます。

振込先▶ゆうちょ振込口座：[01700-8-173864](https://www.yucho.jp/branch/01700-8-173864)（ゆうちょ銀行 179 店 当座 0173864）  
大分敷戸ミサイル弾薬庫問題を考える市民の会

2. ネット上で署名活動を行っております。宜しければ、下記のサイトからご署名頂けますと幸甚に存じます。

<https://www.change.org/yespeacenomissile>

陸上自衛隊大分分屯地（敷戸弾薬庫）の大型弾薬庫建設工事の中止と計画の撤回を求めます。【English version below】



開始日 2024年3月12日



3. 市民の会のホームページ、メールアドレス  
市民の会はホームページ上に会の活動に関する情報をお知らせしております。  
また連絡用のメールも開いておりますので、必要な際にはご利用ください。

ホームページアドレス <https://shikidoshimin.wixsite.com/shikido>  
ご連絡メールアドレス [shikidoshimin@gmail.com](mailto:shikidoshimin@gmail.com)